

## 中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）における禁止地域等の指定について

### 1 趣 旨

順次延伸されていた中国横断自動車道姫路鳥取線のうち、播磨新宮 IC～宍粟 JCT 間（播磨自動車道）が令和 3 年度末より供用開始される見込みである。供用開始後は通行車に向けた広告物掲出ニーズが高まると予想されるため、既供用区間における規制状況を踏まえながら、当該区間においても沿道の良い景観・風致の維持を目的とした規制区域（禁止地域等）の指定を行う。

### 2 中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）の概要

中国横断自動車道姫路鳥取線は、たつの市から鳥取県鳥取市に至る山沿いの地域を山陽自動車道・中国自動車道と連結しながら一体的に結び、沿道地域の産業や経済・生活・文化の発展に大きく寄与するとともに、生活向上と活性化を図り、広域的なネットワークを形成する高速自動車国道である。

中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）は、山陽自動車道播磨 JCT から分岐し、中国自動車道宍粟 JCT へ至る約 24 km の高速自動車国道であり、現在は、播磨 JCT から播磨新宮 IC までの 12.8 km の区間が供用されている。

このたび播磨新宮 IC から宍粟 JCT までの区間が供用開始される。



中国横断自動車道姫路鳥取線



中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）

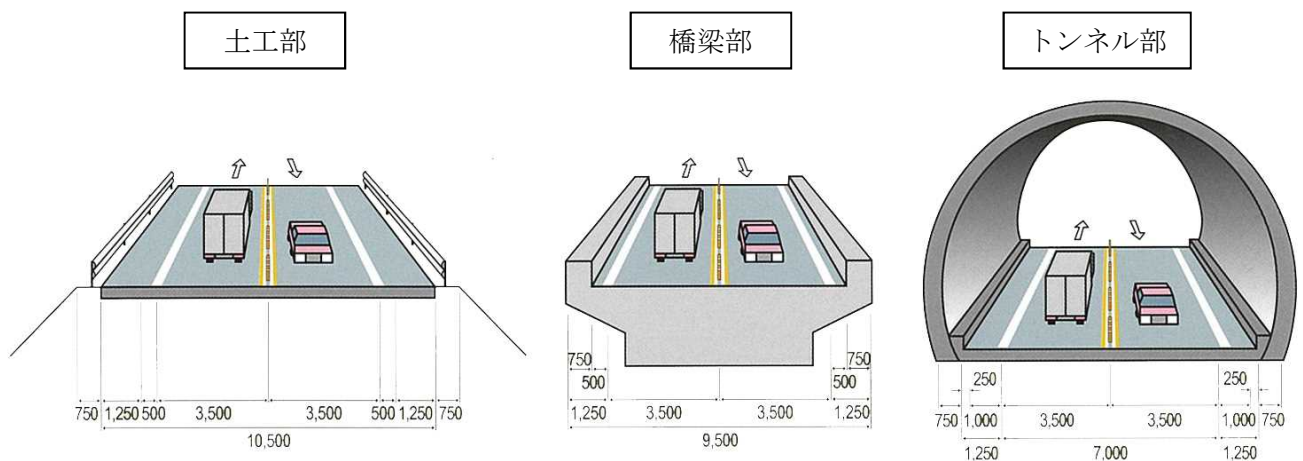
### 3 中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）の供用開始区間概要

(別添1参照)

- (1) 事業名 中国横断自動車道 姫路鳥取線
- (2) 区間 自 播磨新宮 IC  
至 宍粟 JCT
- (3) 延長 11.4km
- (4) 道路区分 自動車専用道路（第1種第3級）  
※第1種：地方部、第2種：都市部  
※第3級：平地部で計画交通量 10,000 台/日未満、山地部で計画交通量 10,000～30,000 台/日未満の道路
- (5) 車線数 2車線（暫定2車線）
- (6) 設計速度 80km/h
- (7) 通行料金 有料
- (8) 供用開始 播磨新宮 IC－宍粟 JCT 間 令和4年3月下旬（供用開始の目標）



- (9) 道路標準断面図 本線最大縦断勾配概ね 3.0%



#### 4 道路に係る屋外広告物規制の方針

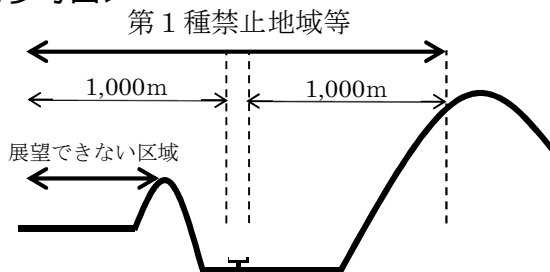
##### (1) 基本的な考え方（規制区域指定基準）について

##### ① 高速自動車国道・自動車専用道路

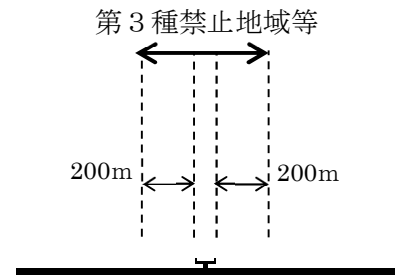
広告物の掲出により周辺の優れた景観・風致を阻害する恐れや、通行車に向けた広告物の掲出により円滑安全な高速交通に危害を与える恐れのある路線について、周辺環境に応じ当該道路から展望できる区域を禁止地域等に指定している。

地域	目的	規制区域の種別	対象区域
自然環境の豊かな地域 (山間部・盆地部など)	運転者に向けた広告物の掲出を抑制することにより、景観・風致の保全等を図るとともに、円滑安全な高速交通の実現を図る。	第1種 禁止地域等	路端から 1,000m 以内の区域 (路端から 200m 超 1,000m 以内の用途地域を除く)
市街地的利用の多い地域 (平野部など)	運転者に向けた大規模かつ周囲から突出した広告物の掲出を抑制することにより、景観の保全等を図るとともに、円滑安全な高速交通の実現を図る。	第3種 禁止地域等	路端から 200m 以内の区域

##### <参考図>



自然環境の豊かな地域（山間部・盆地部）



市街地的利用の多い地域（平野部）

##### <適用例>

- 第1種 中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線など
- 第3種 第2神明道路、加古川・姫路・太子竜野バイパス、阪神高速道路など

##### ② 国道・県道等

広告物の掲出により周辺の優れた景観・風致を阻害する恐れのある国道・県道の路線について、周辺環境に応じ当該道路から展望できる区域を禁止地域等に指定している。また、その他の沿道景観が優れた路線は、市町の要望等があった場合に禁止地域等の指定を検討する。

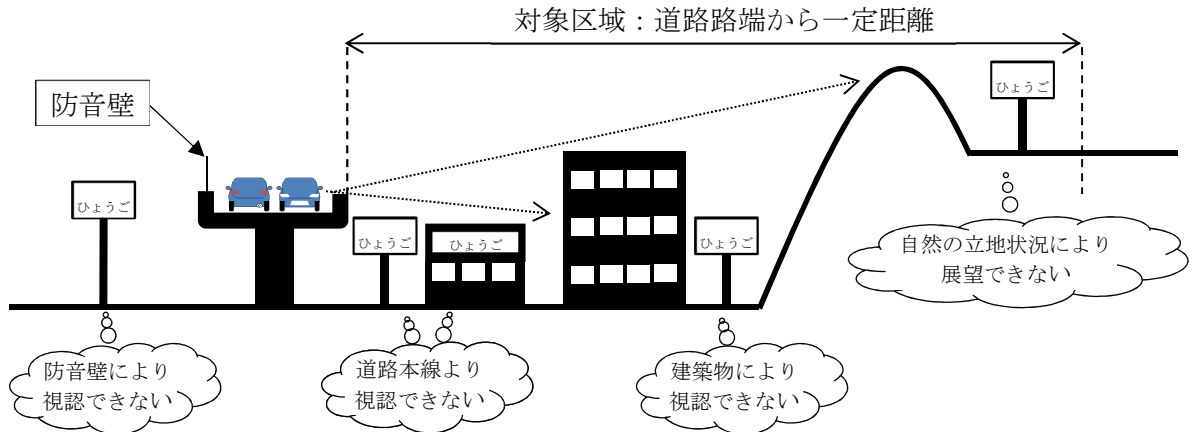
地 域	目 的	規制区域 の種別	対象区域
沿道に特に優れた自然景観を有する地域	広告物の掲出を抑制することにより、景観の保全等を図る。	第1種 禁止地域等	路端から 1,000m 以内の区域 (用途地域を除く)
その他沿道に優れた自然景観を有する地域	周辺景観から突出した広告物の掲出を抑制することにより、景観の保全等を図る。	第3種 禁止地域等	路端から 100m以 内の区域 (用途地域及びま ちの中心的区域等 を除く)

### <適用例>

- 第1種 県道相生宍粟線（田園風景）、県道加美宍粟線（田園風景）など
- 第3種 一般国道9号、一般国道28号、一般国道179号など

### (2) 道路等による禁止地域等の適用について

- ① 自然の立地条件により「展望できない」区域 → 禁止地域等より除外
- ② 人為的障害物等で広告物が「視認できない」 → 禁止地域等の掲出基準を適用除外



### (3) 即地的対応について

高速道路等が開通する際には、前記4(1)による規制を行っているが、小規模な市街地や広告物が多く掲出しているなど、既に広告物等が定着している地域については、地域の賑わいや経済活動の維持に配慮し、当該規制区域から除外している。

### <適用例>

- 鳥取豊岡宮津自動車道
    - ・香住町香住区JR山陰本線より北側
    - ・新温泉町七釜温泉の周辺
- などを鳥取豊岡宮津自動車道による禁止地域等から除外

## 5 中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）周辺の屋外広告物規制状況

(別添2参照)

### ① 第1種禁止地域等

- ・中国縦貫自動車道（中国自動車道）の路端1,000m以内（路端から200m超1,000m以内の用途地域を除く）
- ・中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道・鳥取自動車道）の路端1,000m以内（路端から200m超1,000m以内の用途地域を除く）
- ・県道相生宍粟線の路端1,000m以内（用途地域を除く）
- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例の「森を守る地域」、「森を生かす地域」

### ② 第2種禁止地域等

- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例の「光都の区域」

### ③ 第3種禁止地域等

- ・国道179号の路端100m以内（用途地域を除く）
- ・JR姫新線の路端100m以内（用途地域を除く）

### ④ 許可地域等

- ・①～③に該当しない地域

6 規制区域指定（案） 別添3参照

規制区域区分		第1種禁止地域等
区間	始点	播磨新宮インターチェンジ
	終点	宍粟ジャンクション
規制対象区域		本線路端から1,000m以内の区域
上記区域より除外する区域		路端から200m超1,000m以内の用途地域

(参考)

中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）における禁止地域等の告示（案）

道路名	禁止地域等				許可地域等			関係市町
	区分	区間		区域	区間		区域	
		始点	終点		始点	終点		
中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道・鳥取自動車道）	第1種禁止地域等	播磨ジャンクション	宍粟ジャンクション	路端から1,000メートル以内の区域（用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域を除く。）	播磨ジャンクション	宍粟ジャンクション	用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域	たつの市 相生市 佐用町 宍粟市
		佐用ジャンクション	岡山県境		佐用ジャンクション	岡山県境		